

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針 改訂版（案）に係る
パブリックコメント（意見募集）の実施結果について

学務管理課

1 意見募集期間

令和7年1月7日（火）から令和7年2月7日（金）まで

2 意見提出者及び意見数

- ・意見提出者数：2人
- ・意見提出件数：21件

3 意見の概要及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

No.	意見の概要	市の考え方
1	改訂された点（Ⅱ前橋市の現状を除いて）を教えてください。	・小中学校の適正規模の基準に、準適正規模の規定を新設しました。 ・適正規模・適正配置の検討対象校の規定を新設しました。 ・具体的な統合計画案を削除しました。 ・その他、社会情勢の変化に合わせて、文言修正を行いました。
2	p 1 の下段（このような状況の変化・・・）の記載がありますが、令和4年度からの検討の会議録・資料・会議メンバー等を教えてください。	令和4年度及び令和5年度は内部での検討を行い、令和6年度は「小中学校の適正規模・適正配置諮問委員会」での検討を行ってまいりました。諮問委員会での資料や会議録については、本市ホームページをご参照ください。
3	p 2 の「適正規模・適正配置に関するこれまでの経緯」の記載がありますが、事業進捗に伴う課題としてどのような事柄があったのか教えてください。	通学路の安全確保や学校の施設設備の整備、児童生徒にとっての環境変化への対応等が課題として挙げられております。

4	p 7 の下段（なお、適正な・・・）では、予算を投入すれば、適正規模化は不要との考えに至らないのでしょうか。	よりよい教育環境の整備・充実を図るためには、一定程度の学校規模を有することが望ましいと考えております。
5	p 7 の中下段（④一定の教員数の確保・・・）の記載がありますが、例えば、小規模、適正規模、大規模では、どのように教員数に変遷するのか、また事務分掌が重なるのか等、記載してはいかがでしょうか。	教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等により規定されております。具体的な説明をする際に、いただいた視点も生かしてまいります。
6	p 8 において、施行規則から学級数を記載していると思いますが、人数を課題としていますので、児童生徒数も併記したほうがよろしいのではないのでしょうか。	法令や手引きに沿って、学級数で記載したいと考えております。
7	p 8 において、学級数は群馬県の基準から算出されていますが、施行規則を用いていますので、1学級35人換算がよろしいのではないのでしょうか。	適正規模・適正配置の目的を考えると、学級数については、本県の実情に即して本県の基準から算出することが適切であると考えております。
8	p 8 の中上段（・施設利用や安全確保・・・）の記載がありますが、最大学級数または最大人数について、どのような想定で現準適正規模校は建築されたのでしょうか。	児童生徒数の推移や見込みを勘案して、必要と思われる規模の学校を建築してまいりました。
9	p 9 の上段（通学可能かどうか・・・）の記載がありますが、徒歩における通学距離の基準や市内平均値等あれば、記載してはいかがでしょうか。	地域の実情が異なるため、通学距離の基準を一律に定めることは難しいですが、児童生徒の通学における負担や安全性をしっかりと考え、検討してまいります。
10	p 9 の上段（地域の実情を踏まえて・・・）含め、「地域の実情」との記載がありますが、これは土地の高低差、通学区域内における学	通学距離だけでなく、道路事情や通学経路なども踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱う必要があると考えております。

	校への距離、通学路の状況など、児童生徒の通学に支障となる事柄を指している、との考えでよろしいでしょうか。	
11	p 9 の上段（スクールバス等・・・）の記載がありますが、「等」に路線バス、マイバス、デマンドバス、タクシーは含まれているのでしょうか。	通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、活用できる交通手段を幅広く検討していく必要があると考えております。
12	p 1 2 の中上段（義務教育学校への移行・・・）の記載がありますが、教職員の方の人数や配置についてもメリットがあるとの理解でよろしいでしょうか。	教職員の人数や配置の観点だけではなく、教育上のメリットがみられる場合に、義務教育学校への移行協議も選択肢の一つとして考えております。
13	p 1 3 の上段（該当校の意向を踏まえて・・・）の記載がありますが、これは在校生、教職員、保護者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。加えて、地域住民の意向も適宜把握してまいりたいと考えております。
14	p 1 3 の中上段（該当校への教員及び・・・）の記載がありますが、群馬県教育委員会では無く、前橋市教育委員会が人選及び人員配置のすべてを決定できる立場であるとの理解でよろしいでしょうか。	人事に関することになりますので、慎重に取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。
15	p 1 4 の上段（地域コミュニティの存続）の記載がありますが、これは、在校生及び保護者、今後入学する児童生徒とその保護者との理解でよろしいでしょうか。	地域コミュニティの存続については、関係者や地域住民の意向も踏まえながら、市全体として検討していく必要があると考えております。
16	p 1 4 の下段（②校長は、P T A 会長や）の記載がありますが、校長は人事異動で該当校に着任しており、該当校区に住所を有してい	適正規模地区委員会では、当該校の校長が P T A 会長や地元自治会長等と協議のうえで、構成員の選定を行っていただきたいと思いますと考えており

	る方では無いと思いますので、選定者は校区に住所を有している方がよろしいのではないのでしょうか。	ます。
17	p 1 5 の中段（校長は各委員会の構成員とする）の記載がありますが、校長は構成員ではなく、説明者側（事務局側）ではないのでしょうか。	基本方針等の説明は、前橋市教育委員会が行う予定です。
18	各校の適正規模地区委員会が当該校の存続を決定した場合、適正規模に関する協議は終了する、との理解でよろしいのでしょうか。	各校の適正規模地区委員会が当該校の存続を決定した場合であっても、社会情勢の変化や児童生徒数の実情によっては、改めて協議をお願いする場合があります。
19	地区委員会の構成員に、在校生や卒業生（卒業して10年以内など）は含まれない、との理解でよろしいのでしょうか。	地区委員会の構成員には、在校生は含まれません。卒業生は、各校の判断に委ねさせていただきたいと考えております。
20	パブリックコメント後の改訂された基本方針は、「すぐーる」などの手段により、現保護者や児童生徒に周知されるのでしょうか。	策定後の基本方針については、現保護者等にも周知させていただきたいと考えております。
21	統廃合の検討では市全体の開発計画との整合性を取りつつ、移転候補先として統廃合対象の小中学校だけではなく、市有施設全体、及び場合によっては国・県有地の全てを選択肢に入れた上で検討を進めることを期待致します。	市全体の計画も踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

※とりまとめの都合上、意見等の内容は適宜要約しています。